

○法務省告示第四十七号

民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条第五項の規定に基づき、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの期（同条第三項に規定する期をいう。）における基準割合を次のように告示する。

令和二年四月一日

法務大臣 三好 雅子

年〇・七パーセント